平成３０年（フ）第３０号
愛知県一宮市小信中島字東鵜平36番地６
破産者　佐藤　信子（旧姓牧野）
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１１０９号
堺市北区新堀町２丁107番地　メゾンリーガル48（206号）
破産者　小嶋　辰也
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１４８号
大阪府富田林市喜志町４丁目６番32号(102)、前住所大阪府富田林市喜志町３丁目５番21号（601）
破産者　満野廣之辰
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１７７号
大阪府松原市三宅中４丁目８番14―105号、前住所大阪府藤井寺市小山８丁目15番32号
破産者　木村直樹こと　孔　　直樹
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６２号
大阪府大阪狭山市東野西３丁目807番地の１（Ａ―101号）、前住所大阪府羽曳野市西浦３丁目７番11号
破産者　松田　　香
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第９７号
堺市北区百舌鳥梅北町４丁32番地　コスモ107号、前住所堺市北区百舌鳥梅町３丁36番地１　大阪府営百舌鳥梅町住宅３―414号
破産者　岡本マリ子
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
兵庫県姫路市市川台２丁目１番地市営市川住宅６棟606号
破産者　水谷　眞代
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第４４号
兵庫県姫路市青山北３丁目19番22号
破産者　福田　吉文
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８６号
奈良県生駒郡平群町吉新４丁目４番35号
破産者　星野　美紀
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３１号
奈良県五條市南阿田町264番地
破産者　本田　圭亮
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第８７２号
広島市中区舟入本町13―16　原電ビル402号、開始決定時の住民票上の住所広島市安佐北区落合１丁目34番24号
破産者　石原　裕史
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４３号
広島市東区矢賀新町３丁目４番６－２号
破産者　吉良　洋三
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５３号
広島市東区温品４丁目８番４―101号
破産者　鶴山　舞子（旧姓藤山）
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６５号
広島市西区己斐本町３丁目11番15―301号
破産者　石井　貴也
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８６号
（前住所）広島市安佐南区古市３丁目４番６―205号
破産者　西　　鈴
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２号
広島市安佐北区亀崎２丁目２番73―102号
破産者　勝田　善幸
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３号
広島市安佐北区亀崎２丁目２番73―102号
破産者　勝田　邦子
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４号
広島県東広島市黒瀬切田が丘１丁目28番14号
破産者　足立　久子（開始決定時の氏名俵久子）
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７号
広島市中区舟入中町８番19―302号
破産者　和田　　保
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９号
広島市東区矢賀６丁目１番56―102号　ベルメゾン矢賀Ｃ棟
破産者　米岡奈央子（旧姓濱本）
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６号
広島市西区西観音町16番12号
破産者　廣田　　浩
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６３号
広島市中区舟入中町８番１―902号
破産者　藤井　啓子
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６号
福岡県豊前市大字梶屋173番地13
破産者　桑本　由理
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第４号
長崎県佐世保市椎木町533番地２　関戸ハイツ105号、住民票上の住所長崎県佐世保市小野町1711番地５
破産者　吉村　有佳
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第９号
長崎県佐世保市大和町889番地１　ヤマトピア305号、前住所長崎県佐世保市東山町27番７号　東山アパート101
破産者　小佐々雄輝
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
長崎県佐世保市山手町508―１　親和銀行山手寮内、住民票上の住所長崎県佐世保市十郎新町14番１号　十郎住宅３番館302
破産者　山辺　浩一
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
鹿児島県指宿市西方4523番地７
破産者　田中藤一郎
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部